

埼玉スタジアム 2002 公園サッカースクール等業務委託仕様書

この仕様書は、業務の実施に係る共通事項を示すものであって、実施にあたっては、甲乙誠意をもって行うものとする。

(業務目的)

- 1 サッカースクール業務ではサッカーを主軸としたスポーツ振興に貢献することを目的とする。クラブハウス受付業務では、第4グラウンド、フットサルコートA・B(以下、グラウンド)及びクラブハウス等附属施設の有効利用を促進することを目的とする。スタジアムツアー業務では、メインスタジアムの施設及び備品、大規模試合時の様子や過去の試合等の紹介をし、埼玉スタジアムの魅力を広く発信すること及び公園全体を活用しエンターテインメント性があり体験等ができる内容など、公園としての魅力について広く発信することを目的とする。

(営業方法)

- 2 乙は、甲の管理・運営方法を誠実に履行して委託業務の遂行にあたるものとする。

(業務場所)

- 3 原則、埼玉スタジアム2002公園・クラブハウス内を事務室とする。ただし、業務履行に支障がある場合には、乙は甲と協議の上、他施設でも業務実施できるものとする。また、その際の一切の責任は乙が負うものとする。

(業務項目)

- 4 甲は、次の各号に掲げる業務を乙に発注し、乙はこれを請け負うものとする。

(1) 共通事項

- ①料金の徴収及び領収書の発行
- ②業務上使用する施設の開錠、施錠、入退室管理
- ③使用する備品の管理、拾得物管理
- ④各業務の参加率、利用率向上にむけた利用促進、営業活動
- ⑤随時アンケート実施による情報収集、分析(業務の品質向上、新規会員獲得など)
- ⑥埼玉スタジアム2002公園管理事務所が実施するイベント等への協力

(2) サッカースクール業務

- ①サッカーおよびフットサルスクール(以下、「スクール」という。)のコンセプト及びプログラムの企画立案、策定、実施
- ②スクールの運営(募集、指導、広報、会員管理、現金管理等)及びそれに附帯する一切の業務

- ③業務運営の準備から片付けに至るまでの一切の業務
- ④受付、情報配信・通知、接客、会員管理、現金管理等(入金まで)のスクールに関わる一切の事務
- ⑤コーチ・運営スタッフ等の手配及び労務管理
- ⑥スクール会員管理システムアプリの管理、運用に係る事務
- ⑦(公財)埼玉県サッカー協会に係る事業の受付事務・調整等の業務
- ⑧中止・中断の判断及び顧客対応を含むそれに附帯する一切の業務
- ⑨広報及び会員募集(イベント含む)に関する一切の業務
- ⑩スクールにかかわるイベントの企画立案、実施及びそれに附帯する一切の業務
- ⑪甲が主催し、当該業務のイベントと認めたものにおける指導及び講習会の企画、実施及び運営)
- ⑫上記の定めてないものであって、その他スクール運営業務として、甲乙協議の結果、必要であると甲が承認した業務

(3) クラブハウス受付業務

- ①グラウンド、施設予約の受付(インターネット・電話・窓口)
- ②グラウンド予約に関わる利用者登録事務
- ③グラウンド利用者への利用サポート
- ④グラウンド、施設利用に関わる必要書類の作成
- ⑤グラウンド、施設利用に関わる貸出備品の運用・管理
- ⑥グラウンドの清掃等整備作業
- ⑦グラウンド・施設の点検、整備等の安全管理作業
- ⑧グラウンド・施設貸出に関わる情報配信・通知、接客、会員管理及び現金管理等(入金まで)に関わる一切の事務
- ⑨中止・中断の判断及び顧客対応を含むそれに附帯する一切の業務
- ⑩その他、グラウンド、施設貸出に関わる事務
- ⑪上記の定めてないものであって、その他クラブハウス受付業務運営業務として、甲乙協議の結果、必要であると甲が承認した業務

(4) スタジアムツアー業務

- ①スタジアムツアーの実施(アテンダント業務)
- ②スタジアムツアーに関わる受付(インターネット・電話・FAX・窓口)
- ③スタジアムツアーイベントの企画立案、実施及びそれに附帯する一切の業務
- ④スタジアムツアーに関わる情報配信・通知、接客及び現金管理等(入金まで)に関わる一切の事務
- ⑤スタジアムツアーに関わる必要書類の作成
- ⑥スタジアムツアーで使用する備品の管理
- ⑦スタジアムツアーの中止・中断の判断及び顧客対応を含むそれに附帯する一切の業務
- ⑧その他、スタジアムツアーに関わる事務

⑨上記の定めでないものであって、その他スタジアムツアー業務として、甲乙協議の結果、必要であると甲が承認した業務

(現場責任者及び副現場責任者の選任)

5 乙は、本契約に基づき、適切な業務運営を行うため、埼玉スタジアム2002公園に業務責任者又は現場責任者、及び副現場責任者を選任しなければならない。

(2) 現場責任者は、第3項に掲げる業務の一切の責任を負うものとする。また副現場責任者は、業務責任者又は現場責任者を補佐する役務を担い、現場責任者が不在の際に、同等の責任を負うこととする。

(3) 乙は、業務を実施するに当たっては、現場責任者及び副現場責任者の指名を甲に通知するものとする。

(従業員等の選任)

6 乙は、本契約に基づき、適切なサッカースクール等業務を行うため、埼玉スタジアム2002公園に従業員等を選任する。

(2) 乙は、当契約に基づき従業員等を選任するに当たっては、業務の遂行に十分な技術、能力、資質を有するものを選任しなければならない。

(経費)

7 乙は、第4項に掲げる業務に関わる人件費、交通費及び企画・実施に関わる費用を負担するものとし、甲が必要と認めた場合のみ、甲の負担とする。

(2) 乙は、本件施設が老朽化、破損、その他の理由により補修の必要が生じた場合、甲に補修の依頼をし、甲、乙協議の上、甲が必要と判断した場合は甲の負担により補修するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

8 乙は、本契約に基づく本件委託業務を第三者に代行させたり、本契約に基づく権利又は地位を第三者に譲渡してはならない。

(業務報告書の提出)

9 乙は、甲に対して、サッカースクール等業務の実施内容について、一日の売上・利用人数・許可台帳等を日報として、毎日、業務報告書を使用し報告しなければならない。業務報告書の様式は別に定めるものとする。

(2) 乙は、甲に対して、ひと月ごとに収支状況報告書を使用し報告しなければならない。業務報告書の様式は別に定めるものとする。

(売上管理)

10 会員や利用者から受領した売上は、乙が責任を持って管理しなければならない。

受領した売上に関しては営業日毎に業務報告書と合わせて甲に引き渡すものとする。

(利用料金の減免)

- 1 1 埼玉県が定める障害者の利用に係る公の施設の利用料及び利用料金の減免に関する条例等に基づき利用料金を減免した場合、乙は収支状況報告書に減免した金額を記載し、甲は一般利用の金額と減免した金額の合計額を元に契約金額を算出するものとする。

(安全管理及び賠償責任)

- 1 2 甲及び乙は、施設の保全に努め、サッカースクール等業務および従業員等の事故防止に最善の努力をするものとする。
- (2) 施設内外において、サッカースクール等業務に関連した事故が発生した場合は、乙の責任において速やかに対処するとともに、直ちに甲に報告しなければならない。なお、この場合の損害賠償責任ならびに一切の責務は乙が負うものとする。ただし、施設の欠陥に起因する場合は、甲が責を負うものとする。

(損害保険)

- 1 3 乙は、委託業務を遂行するにあたり、災害、事故、盗難その他の不測の事態発生による危険に備えるため、乙の負担により必要な保険契約を行うものとする。
- (2) 乙は、前項に従って加入した損害保険の内容を甲に届け出なければならない。この場合において、甲は乙の加入する保険内容について指示することができる。

(責任負担)

- 1 4 乙は、本件委託業務にあたり第三者に損害を与え又はトラブル等が発生した場合には、直ちに甲に報告して、乙の責任において早期に処理解決するものとする。

(善管注意義務)

- 1 5 乙は、善良なる管理者の注意をもって本件委託業務を行い、施設・備品等の管理の責に任ずるものとする。
- (2) 乙及び乙の使用人が故意又は過失によって甲に損害を与えたときには、乙は直ちに甲に報告しこれを弁償しなければならない。

(行政上の各種許認可)

- 1 6 乙は、委託業務の遂行に必要な行政上の各種許認可の手続き等を、乙の費用負担で行い、当該書類（証書等の写し）を甲に提出しなければならない。

(全般的運営の協力)

- 1 7 乙は、埼玉スタジアム2002公園管理事務所の事業運営に関し、甲の要請に応

じ、積極的に協力するものとする。

(委託の変更及び解除)

- 18 契約書及び契約約款に定めるほか、甲にサッカースクール等業務の改廃等の事由が生じた場合、または毎年12月31日現在のサッカースクール等業務における売上げが前年12月31日の80%以下であった場合、甲は協議のうえ当該契約を変更又は解除できるものとし、この場合、乙が契約の変更により損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(遵守義務)

- 19 乙は業務の実施にあたっては、関係諸法令及び埼玉スタジアム 2002 公園の諸規則の事項を遵守しなければならない。

(禁止事項)

- 20 乙は、甲の業務・サービス規定を遵守するとともに、特に次のいずれかの事態が発生し合理的に不適切と判断した場合、甲は乙に当該従業員等の解雇を含めた処分を要請することができ、乙はその要請にすみやかに応ずるものとする。

- ① 甲の施設の名誉を傷つける言動を当該従業員等がした場合
- ② 当該従業員等の指導に問題があると認められた場合
- ③ 甲の断りなく、セールス行為をした場合
- ④ 職員間の秩序を著しく乱す行為をした場合
- ⑤ サッカースクール等業務以外に当スタジアムの備品等を使用した場合
- ⑥ 乙が求める質の高いサービスの提供を当該従業員等が遂行していない場合
- ⑦ 甲の個人情報保護方針に反する行動・発言等があった場合
- ⑧ 不注意による重大な事故を生じさせた場合
- ⑨ その他、甲が委託業務遂行上、著しく不適當であると認め、その理由を乙に明示した場合

(補足)

- 21 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。